

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

国内米山学友会補助費要領

当財団は、国内米山学友会が既に実施した活動および会報制作成に対し、申請に応じて下記のとおり補助費を交付する。

1. 補助費の種類

(1) 活動補助費

補助対象：国内米山学友会が主催する行事

条 件：年2行事までとする。

補 助 額：①対面で参加した学友1名につき5,000円を交付する。

②オンラインで参加した学友1名につき1,000円を交付することとし、1行事60,000円を上限とする。

(2) 会報補助費

補 助 対 象：会報の制作費や発送費

条 件：年1件とする。

補 助 額：支払済制作費等の半額を補助する。

補助限度額：100,000円を上限とする。

2. 補助費の申請と交付方法

(1) 補助対象期間

7月1日～6月30日（ロータリー年度と同じ。この間に行われた学友会主催の活動費、支払済会報制作費等が対象となる。）

(2) 申請書類の作成

「国内米山学友会補助費申請書」を作成する。申請書提出時には、学友会会長、学友会会計担当、地区米山記念奨学委員会担当（ロータリー会員）が署名する。

(3) 申請書類の提出

「国内米山学友会補助費申請書」は、地区米山記念奨学委員会を通じて7月末日までに当財団へ提出する。提出期限内であれば随時受け付ける。なお、提出期限（7月末日）後の申請は受理しない。

(4) 補助費交付時期・方法

申請日から1か月以内に国内米山学友会の指定金融機関口座へ送金する。

(5) 申請が認められない場合

その旨を当財団から会長に連絡する。

附 則

1. この要領は、1999(平成11)年7月1日から施行する。

2. この要領の改廃は、常務理事会の決議による。

3. 2025（令和7）年3月18日一部改訂後の要領は、2025（令和7）年7月1日から施行する。

2002(平成14)年3月25日一部改訂

2003(平成15)年6月3日一部改訂

2004(平成16)年6月2日一部改訂

2014(平成26)年8月1日一部改訂

2021(令和3)年8月2日一部改訂

2022(令和4)年8月2日一部改訂

2024(令和6)年3月28日一部改訂

2025(令和7)年3月18日一部改訂